

## 購入後の家計の見直しポイントは？

### ● 生命保険の見直し

- いま加入している生命保険をもう一度見直ししてみましょう。  
例えば、①必要以上の死亡保障に毎月高額の保険料を払ってないか？、②今入っている生命保険は社会保険では補填できないようなものなのか？、③家族のどんな事態（死亡・入院等）に重点をおくべきか？などを、もう一度ジックリ考えてみましょう。現在生命保険に加入している多くの方が、『自分が加入している保険の内容をよく知らない』と答えています。
- サラリーマンの場合、会社で加入している健康保険・厚生年金保険や労災保険等により、病気やケガの治療、入院等で働けなくなった場合の所得補償、死亡時の遺族への生活補償など、生活を守るための基本的な部分は確保されています。
- 民間金融機関の一般的な住宅ローンでは、そのほとんどに、借主が高度障害になったり死亡した場合に、その時点でローンが終了する**生命保険機能**が最初から付保されています。また、フラット35（またはフラット50）の場合は任意ですが、ほとんどの人が『団体信用生命保険（機構団信）』に加入しています。これにより万が一の場合、残された家族には住宅ローンのないマイホームが残るため、生涯に渡り住居負担もなくなります（毎年の支出は固定資産税程度）。また最近では、ガンと診断された時点ですべての残債がなくなる**ガン保障特約付き**という住宅ローンや、失業時の所得補償機能も併せ持つ住宅ローンも発売されています。
- 特に賃貸住まいの人にとっては、**マイホームを住宅ローンで購入することで**、これまでの生命保険の必要保障額を数千万円単位で減らすことも可能となり、その結果、**月々の保険料の大幅削減**にもつながります。

### ● 住宅ローン減税の有効活用

- 住宅ローン減税による還付金を、そのローンの**繰上げ返済（内入れ）**に回せば、返済総額の減額につながります。内入れ時期は早ければ早いほど効果は大きく、また、返済方法は、内入れのたびに毎月の返済額が減っていく**返済額軽減型**より、返済額は当初のまま返済期間がドンドン短くなっていく**期間短縮型**の方が、より大きな効果が得られます。

### ● 働き方を考える

- 妻が新たにパートとして外で働く場合の年収の大きな分岐点は**130万円**です。それ以上になると夫の健康保険の被扶養者から外れ、妻自ら国民健康保険と国民年金に加入することになり、年間で20万円近い出費が生じます。130万円ギリギリの雇用契約であればそれ未満になるようにし、確実に130万円以上が見込まれる場合は思い切って正社員なみに働いて、家計を助けるというという割り切りも必要になります。
- 60歳以上の方が会社に勤務して一定額以上の給料をもらおうと、在職老齢年金制度に該当して、本来もらえるはずの年金が減額あるいは全額支給停止されます。そこで、勤務時間あるいは勤務日数を、その会社の正社員の**四分の三未満**にすると、厚生年金保険の被保険者資格に該当しなくなり、年金は1円もカットされることなく、満額支給され、給料もそのままもらえるようになります。個人事業を

営む自営業者であれば、年金は本来の額が満額支給されます。

● **失業したり、所得が減ったら…**

- リストラ等で会社を退職し次の再就職のメドが立たないような場合には、早めに住宅ローンを借りた金融機関へ行き、**住宅ローンの返済方法の見直し等**について相談しましょう。金融機関では、ローン返済が困難となるような事情が生じた場合には、一定期間の返済額減額や返済期間の延長等の相談にのってくれます。
- 妻が会社員で社会保険に加入している場合、夫が退職して雇用保険の失業給付が支給されるまでの間、または失業給付が切れてから再就職先が見つかるまでの間は、妻の被扶養者となる**第3号被保険者**の手続きを早急に行ないましょう。これにより、その間の夫の国民年金および国民健康保険料の支払いは不要となります。
- 妻が専業主婦のため上記の方法が使えない場合や、もともと国民年金に加入している人でその所得が大幅に減ったような場合は、市区町村役場で**国民年金の申請免除**の手続きを行ないましょう。これにより、毎月の国民年金保険料が免除あるいは減額されます。（減免されても受給権を得るための資格期間には確実に算入されますので安心です）